（固　定　資　産）		**225,109**	退職給与引当金		216
資金援助事業資産		23,289	**（負　債　合　計）**		**230,804**
買　取　資　産		30,445	**（資　　本　　金）**		**455**
貸　倒　引　当　金	△	7,155	政　府　出　資　金		150
預金等債権買取事業資産			日本銀行出資金		150
民　間　出　資　金					155
買取預金等債権		2,421	**（欠　　損　　金）**		—
協定承継銀行事業資産			繰　越　欠　損　金	△	273,260
当期未処分利益					273,260
協定承継銀行株式		4,170	**（純　資　産　合　計）**		**455**
協定銀行事業資産		107,600			
協　定　銀　行　株　式		12,000			
協　定　銀　行　貸　付　金		95,600			
被管理金融機関事業資産		87,175			
被管理金融機関貸付金		348,700			
貸　倒　引　当　金	△	261,525			
有　形　固　定　資　産		187			
建　　物		160			
工具・器具・備品		26			
無　形　固　定　資　産		2			
投資その他の資産					
敷　金　・　保　証　金		263			
資　産　合　計		**231,259**	**負債・純資産合計**		**231,259**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成22年４月１日　至平成23年３月31日）

（単位：百万円）

費　用　の　部		収　益　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
（経　常　費　用）	**448,894**	**（経　常　収　益）**	**722,155**
資金援助事業費	524	保　険　料　収　入	
金　銭　贈　与	18	保　険　料	679,397
買　取　資　産　損	485	資金援助事業収入	0
買取資産事務費	5	買　取　資　産　収　入	0
管理回収業務委託費	15	買　取　資　産　益	0
預金等債権買取事業費	18	被管理金融機関貸付金利息収入	140
過年度保険料払戻金	50	協定銀行事業収入	33,281
国　庫　納　付　金	33,941	協定銀行貸付金利息収入	151
一　般　管　理　費	7,891	協定銀行納付金収入	33,129
責任準備金繰入	137,348	協定承継銀行負担金収入	38
貸倒引当金繰入	268,786	金銭贈与返納金	1,556
事　業　外　費　用	332	貸倒引当金戻入	7,694
借　入　金　利　息	330	事　業　外　収　益	44
借　入　金　事　務　費	1		
（特　別　損　失）			
固定資産除却損	0		
（当　期　利　益　金）	**273,260**		
合　　計	**722,155**	**合　　計**	**722,155**

㈱１．当期利益金273,260百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第15条第１項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

資金援助事業資産　23百万円

有形固定資産　336百万円

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。

日本振興銀行向け貸付金元本及び貸付金利息については、預金保険法第70条に定める預金等債権の買取り（概算払）において、概算払率を25％として行うことが決定されていることから、今次引当基準は、概算払率算定の際に当該貸付先の資産・負債の評価が行われていること、及び期末日時点で新たな事象（再生計画認可）が生じていないことから、当該概算払率（25％）を差し引いた率（75％）を貸倒引当率として計上している。